

平成30年9月21日

# 平成30年第9回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成30年9月21日玉川村役場北庁舎会議室に於いて第9回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 高林きくみ                      8番 佐久間悦男  
2番 石森 博信                      9番 草野 陽子  
3番 渡邊 利秋                      10番 阿部金四郎  
4番 須藤 安昭                      11番 関根 春雄  
5番 関根 恵二                      12番 角田 守之  
6番 石井 清藏                      13番 眞弓 泰行  
7番 小針 金之

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 須田 潤一      係長 増子 広行

- ◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。  
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。  
◎ 会長あいさつ。  
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。  
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。  
6番 石井 清藏      8番 佐久間悦男

◎ 議 長      それでは議事に入ります。  
議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定について、事務局より説明をお願いします。

◎ 事務局長      (朗読・説明)

◎ 議 長      それでは、議案第29号番号1の調査員の須藤安昭委員から調査報告をお願いします。

◎ 4番委員      議案第29号番号1について、調査結果の報告をいたします。  
(須藤安昭)      9月18日、矢吹洋一推進委員と事務局2名とともに現地確認をいたしました。  
申請地は小高字中畷■■番■、■■番■の2筆です。場所は議案書を参照ください。  
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。  
譲受人の■■さんは、農業経営規模を拡大したく適当な農地を探していました。  
申請地は自宅から車で約6分と近距離にあることから、当該農地を買い受けたと考え、■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのことあります。  
譲受人の■■さんが所有する農地面積は下限面積の30aを超えるため問題はありません。また、申請地は自宅に近い事から管理も容易であり条件を満たしています。地域との調和要件についても地域の取組みに

協力、調整を行うとの事です。

兩人とも承知しており、問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議長 ただいま調査員の須藤委員から調査結果の報告がありました。ご意見や質問がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 譲受人の■■さんは、議案書に農業兼会社役員と記載されておりますが本来は不動産業者でありまして、土地の売買・異動・管理等によって生業をされている方です。5月の農業委員会総会において生前贈与という事で農地を取得しまして、確かに6反歩以上農地は有しており、農業者としての資格もございませうが、そういう面もあるという事を踏まえた上で協議しなければいけないと思ひます。何しろ不動産業者ですので、土地に関する知識や情報は我々以上に有しているわけございませうが、考えようによっては玉川村のための貢献というのも十分考えられますし、また、今後の農地の維持・発展ということにも度々関与してくると考えております。このような事を踏まえた上で協議したほうがよいと提案いたします。
- ◎ 事務局 当然、不動産業という事は皆さんご承知だと思ひます。農業委員会の立場として考えますと、農地法に係る部分のあくまでも申請の可否決定でございませうので、法に触れない申請でありますので、3年3作というのものもある事から、3年間は今の畑として管理していただく事で須藤委員さんからも確認を取っている所です。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 今回の土地は、玉川村の行政の中心である役場のすぐそばの農地で、実際に見てみますと畑にはなってますけども、そこで農業を営むような土地ではないわけですね。こういう土地を有効的に利用して村の発展に寄与することは大切な事だと思ひます。ただ、今回はこれで私は異議はありませんが、今後、優良農地なり、将来的な農業の展望を考えた時に度々、■■さんが関わってくるという事も考えられるので、その辺を十分踏まえた上で対応した方がよいという話でございませう。
- ◎ 4 番委員 (須藤安昭) 現地調査の方は私と推進委員、事務局で見ました。確かに現地に草は生えているのですが、果樹・ネギ等実際に耕作されております。■■さんに聞いたところ、本人が作っているとの事で、現状は農地として利用されております。後は■■さんにも話をしまして、農地として売買するのだから、それなりの常識を持って対応してほしいと一筆は取らなかったのですが、確認はしてあり、■■さんにも理解してもらっています。事務局とも話したのですが、この申請に対しましては、法令に違反していないか、また、事実かどうかを確認できれば、それだけで我々の職務としてはいいわけであって、それ以上の事は考えるのは宜しいがこの場で審議する事ではないと思ひます。
- ◎ 6 番委員 (石井 清蔵) ■■さんは、10年位前に竜崎地区の鉄塔の所に農地を購入してありますが中山間地域という事で補助をもらっている所が耕作放棄地となっております。作付けされていないので、地域で何とか作付けしている状況です。

やはり農地として管理してもらう事が条件となるのではないのでしょうか。

- ◎ 議 長 今後は現状を確認していくという各地区の委員さんが調べるように調整してまいります。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) ■■さんという方が前例的に何か問題を起こした事があるのか。そういうものが無ければ、問題はないと思われます。地権者の方に迷惑をかけるような事があったのではうまくありません。我々は売買等の問題についての検討だけで、条件に合っているのであれば認めざるを得ないのかなと思います。
- ◎ 4 番委員 (須藤安昭) 売る側には売る側なりの事情があるわけで配慮も必要かと思えます。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 今回の農地の奥には、既に農地に家が建っております。それはこの後で出てくるのですが、家がある事から機械も何も入って来れません。
- ◎ 4 番委員 (須藤安昭) シャッターを開ければ、トラクターも入っていきます。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 他人の家の土地を通して、機械を入れる事は考えにくいわけです。
- ◎ 4 番委員 (須藤安昭) そこまでは考えすぎだと思います。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) ■■さんは農業者として買うというよりは、将来もっと違ったよい活用法があるのではという事だと私は考えたものですから。
- ◎ 4 番委員 (須藤安昭) それはヒアリングの中でも出てきていないし、憶測の話ですので、本人にとっては大変失礼な話になります。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 5月の総会時に、■■さんが生前贈与を受ける全ての農地について、見てきたのですが、農地として耕作されている土地はほとんどありませんでした。その時は今後しっかり管理してくださいという事を伝えました。その話の中で、生前贈与を受ける以前は、■■■■さんが管理していましたが年を取って、段々管理する事が難しくなり、息子である■■■さんがしばらく手伝っていましたが、結局は荒れてしまいました。■■さんが今後、農業で収入を得る位やるとは考えられなかったもので話をさせていただきました。
- ◎ 議 長 他に質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第29号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第29号番号1については、原案どおり決定いたします。

次に、議案第29号番号2の調査員の佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 8 番 委 員 議案第29号番号2について、調査結果の報告をいたします。

(佐久間悦男)

9月18日、草野壽幸推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字道苧■番の1筆であります。

場所は議案書を参照して頂きたいと思います。現地確認後、譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■さんは農業経営を拡大したく適当な農地を探しておりました。

岩法寺字道苧■番については、自宅から100mと近距離にある事から当該農地を買い受けたいと考え、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため所有権の移転による農地法第3条の申請になったとの事であります。

譲受人の■■■さんが所有する農地面積は下限面積の30aを超えるため問題はありません。

また、申請地は自宅から近い事から管理も容易であり耕作従事日数についても条件を満たしております。

なお、この申請地は祖父、■■■さんの時に行われたもので、■■■さんが土地の見直しをした所、岩法寺字道苧■番地と■番地の■が申請されておらず、今回土地の申請になったとの事です。今後さらに地域との調和要件についても地域の取り組みに協力、調整を行うとの事であります。

兩人とも承知しており、問題はないものと思われまます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査結果の報告がありました。ご意見や質問がある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第29号番号2について提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第29号番号2については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号番号3の調査員の佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番 委 員 (佐久間悦男) 議案第 29 号番号 3 について、調査結果の報告をいたします。  
9 月 18 日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字道筋■番■の 1 筆でありまして、場所は議案第 29 号番号 2 の畑の隣です。現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■■さんに話を伺いました。  
譲受人の■■■■さんは農業経営を拡大したく適当な農地を探しておりました。  
岩法寺字道筋■番■については、自宅から 100m と近距離にある事から当該農地を買い受けたと考え、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため所有権の移転による農地法第 3 条の申請になったとの事であります。  
許可要件については、議案第 29 号番号 2 と同じで全て満たしております。  
両人とも承知しており、問題はないものと思われまます。  
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査結果の報告がありましたが、ご意見や質問がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 所有権移転に関しては問題ありませんが、この土地に隣接する北側の土地は現在工事をしておりますが、あれは何の工事をしているのでしょうか。
- ◎ 8 番 委 員 (佐久間悦男) 今、工事している所は報告した農地の中には入っておりません。
- ◎ 事 務 局 工事している場所は農地ではなく、工事の内容はわかりません。
- ◎ 議 長 他に質疑等ございますか。  
(「なし」の声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 29 号番号 3 について提案どおり決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 29 号番号 3 については、原案のとおり可決されました。
- ◎ 議 長 次に、議案第 30 号農地法第 4 条第 1 項による許可申請可否決定について、事務局より説明をお願いします。
- ◎ 事 務 局 長 (朗読・説明)
- ◎ 議 長 それでは、議案第 30 号番号 1 の調査員の須藤安昭委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 4 番 委 員 議案第 3 0 号番号 1 について、調査結果の報告をいたします。  
 (須藤安昭) 9 月 1 8 日、矢吹洋一推進委員と事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。  
 申請地は、小高字中畷■■番■、■■番■で地目は 2 筆とも公簿が畑です。場所は議案書を参照ください。  
 申請人の■■■■さんに話を聞いたところ、今回申請地の地目を確認するために登記事項証明書を取得したところ、農地である事がわかりました。  
 今回の申請地には、昭和 4 9 年に■■さんの父が居宅を建築し、その後平成 4 年に増築されています。  
 建築当時、玉川村は都市計画区域外となっており、建築確認が不要であったため、敷地が農地である事を認識せず建築してしまったとの事でした。  
 そこで、登記上の地目を宅地にするためには、農地法第 4 条の農地転用許可が必要であることの指摘を受け今回の申請になりました。  
 ■■さんは深く反省し今後このような事のないようにしますとの事です。  
 申請地は役場から 3 0 0 m 以内にあり第 3 種農地に該当し、転用が可能です。  
 以上で調査報告を終わります。皆様の慎重審議をお願いします。
- ◎ 議 長 質疑等ございますか。  
 (「なし」の声あり)
- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 3 0 号番号 1 について提案どおり決定することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 3 0 号番号 1 については、原案のとおり可決されました。
- ◎ 議 長 次に、議案第 3 1 号現況確認証明申請に係る非農地証明の可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- ◎ 事 務 局 (朗読・説明)
- ◎ 議 長 それでは、議案第 3 1 号番号 1 の調査員の草野陽子委員から調査報告をお願いいたします。
- ◎ 9 番 委 員 議案第 3 1 号番号 1 について、調査結果の報告をいたします。  
 (草野陽子) 9 月 1 8 日、私と関根恵二委員、宗形辰一推進委員の 3 名と事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、北須釜字宝司頭■番■地目は畑で、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。  
 現地確認後、申請人の■■■■さんから話を伺ったところ、現地は 2 0 年以上前より耕作が不便な地域であることから耕作放棄地となり、人の手が加えられないまま、写真でもわかりますように現在のような荒れ

た状態になりました。

■■さんは所有する農地について復元することが困難になり、地目の変更登記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとの事であります。

当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第3-2-(1)-アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当すると思われます。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎議 長 ただいま調査員の草野委員から説明がありましたが、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 13ページの地図を見たのですが、現地は推進委員をやっている■■  
(角田 守之) ■■さんの所なのでしょうか。

◎ 事 務 局 そうです。

◎ 12 番委員 という事は農地の名義は■■■■さんなのでしょうか。  
(角田 守之)

◎ 事 務 局 いえ。■■さんのお父さんの名義です。

◎ 12 番委員 本来、この土地であれば■■さんが調査員になるべきだと思いましたが、当事者なので違う委員になったのですね。  
(角田 守之)

◎ 事 務 局 そうです。

◎ 議 長 他に質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

◎議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第31号番号1を提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議 長 異議なしと認め、議案第31号番号1については、原案のとおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

## 6 その他

- 1 次回日程 平成30年10月23日(水) 午後1時30分  
玉川村就業改善センター1階 産就室  
総会終了後、連携会議を午後2時30分から開催。



2 平成30年度福島県下農業委員会大会について

- 日 時 平成30年11月13日(火) 12時30分～15時20分
- 集合時間 午前10時15分役場集合
- 場 所 福島市飯坂町「パルセいいざか」
- 出席者 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局

3 平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員視察研修について

- 日 時 平成30年11月13日(火)～11月14日(水) 1泊2日
- 研修先 飯坂方面に決定
- 出席者 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局

4 その他

- ◎ 議 長 その他に何かありませんか。なければ以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。

- 7 閉 会 渡邊職務代理者